

令和6年度東京農工大学学生広報スタッフ募集要項

令和6年7月24日
広報・社会貢献委員会決定

1. 学生広報スタッフとは

学生の視点や発想、能力を生かして、学内の情報収集・発信及びイベントの企画立案などの広報活動に積極的に携わり、大学の知名度向上およびブランド力の強化に寄与する学生スタッフのことです。

学生広報スタッフ制度は、令和4年から始まり、令和6年7月現在、24名の学生が活動しています。

2. 活動内容

総務部総務課広報室の依頼を受けて、以下の活動を行います。

- 大学の広報に係る企画立案及び活動
- 社会で活躍している本学卒業生の取材（原稿執筆・写真撮影）
- 大学オリジナルグッズの企画立案

3. 活動方法

- 活動（取材等）は、総務部総務課広報室を通じて各業務の担当部署の依頼に基づき行います。
- 原則、平日8時30分～18時のうち、学業・研究に支障のない範囲で、個別に活動時間を決めて活動します。
- 原則、府中キャンパスまたは小金井キャンパスで活動しますが、活動内容によっては、学外で活動する場合があります。
- 全体ミーティング（対面またはオンライン）を開催するほか、随時メールなどで連絡・相談・報告を行います。
- 本学卒業生への取材頻度は、年に1、2回程度です。

4. 報酬

広報・社会貢献委員会委員長が認めた場合には、取材等の活動内容に応じて本学の規定に基づき謝金及び旅費等を支給する場合があります。

5. 応募資格

本学に在籍する学部または大学院の学生

※指導教員（指導教員がない場合は、学科長）に相談のうえ、ご応募ください。

6. 応募方法

別紙様式1「申請書」により、令和6年10月18日（金）までに総務部総務課広報室宛へご応募ください。

7. 募集人数

今年度の募集人数は、若干名とします。

8. 選考方法

広報・社会貢献委員会において、申請書の内容をもとに書類審査・面接等による選考を行い、学長が任命します。

9. 任期

令和6年12月上旬から当該年度末までとし、以下の場合を除き、本学に在籍中は毎年度更新します。

- 本人から退任の申出があった場合
- 広報・社会貢献委員会が、不適任であると判断した場合
- 指導教員や学科長等により、授業及び研究指導等に支障が生じたと判断された場合

9. 任命証

学生広報スタッフに任命された学生には、別紙様式2「任命証」を発行します。

10. 誓約

学生広報スタッフとして活動するにあたり、活動で知り得た秘密を部外者に漏らさないこと、並びに本学の信用を傷つけ、又は本学の諸規則等に違背するような行為をしないことを申請時に誓約していただきます。

11. 教育的配慮

学生広報スタッフの活動は、学業・研究に支障のない範囲で行っていただきます。なお、指導教員や学科長等により、授業及び研究指導等に支障が生じたと判断された場合には、学生広報スタッフの任命を取り消す場合があります。

12. 保険の加入

学生広報スタッフとして活動するにあたり、事前に学生教育研究災害傷害保険等に加入していただきます。

13. 肖像・個人情報の使用

東京農工大学の公式な広報媒体、学外の広報媒体において、受験生や一般の方に向けた広報活動を行うにあたり、本学の教育・研究活動や在学生の学生生活などを具体的かつリアリティをもって表現するため、学生広報スタッフの肖像（個人が特定可能な写真、動画）、個人情報（氏名、所属等）を広報目的で使用します。

14. 応募・問い合わせ先

総務部総務課広報室

TEL : 042-367-5895 E-mail : koho2@cc.tuat.ac.jp